豊 情 個 審 答 申 第 3 5 号 平成20年(2008年)11月5日

豊中市教育委員会委員長 塚本 美彌子 様

> 豊中市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 木 村 修 治

豊中市情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定処分について (答申)

平成19年12月28日付け諮問第1号で諮問を受けた審査請求については、 別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育委員会教育長が行った「(仮称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」支援業務委託関係文書の部分開示決定処分のうち、事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点並びに選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、豊中市情報公開条例第7条第4号に該当せず、開示すべきである。

他方、選考結果一覧表に記載された事業者のうち運営支援業務の委託を受けた事業者以外の事業者名については、豊中市情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当し、豊中市教育委員会教育長が当該部分を不開示とした処分は妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

平成19年10月30日、審査請求人〇〇〇〇(以下「審査請求人」という。) は、豊中市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、豊中市教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、「(仮称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」(以下「基本構想検討委員会」という。)の運営支援等の業務(以下「運営支援業務」という。)の委託に関係する文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。

2 処分庁の決定

同年11月13日、豊中市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)は、本件開示請求に係る文書について、事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点は「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、委託業者選考に係る事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある」ため、選考結果一覧表に記載された事業者のうち運営支援業務の委託を受けた事業者(以下「受託業者」という。)以外の事業者名は「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を明らかに害すると認められ、かつ委託業者選考に係る事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある」ため、及び選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、委託業者選考に係る事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある」ためとの理由を付して、行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)をし、審査請求人に通知した。

なお、業務計画書及び履行保証保険証券に記載された法人の担当者の氏名を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される」ものとして不開示としているが、この点については審査請求人が争っていないので、今回の審議の対象としていない。

3 審香請求

同年11月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法の 定めるところにより、実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。) をした。

第三 審査請求の趣旨

処分庁が行った本件処分の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書及び再反論書の記載内容並びに意見陳述の結果等をまとめると、審査請求人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 条例は、市民の知る権利を尊重し、市が説明責任を果たさなければならないこと、市民の市政への参加を促進することを目的としている。審査請求人は、事業者の選考が公平・公正に行われたかどうかを確認するために本件開示請求をしているにもかかわらず、事業者の選考に関する情報を開示しないとする本件処分は、市民の知る権利を侵害し、条例の趣旨に反する不当なものである。
- 2 処分庁は、事業者の選考基準を公表することにより、事業者が本来不得手であっても配点が高い項目について能力があるかのような企画提案書を提出することになるため、事業者の独自性が失われ、正確に審査することができないと主張するが、事業者が自らの能力を高くみせようとするのは当然のことであり、実施機関は、実際に能力があるのか、それとも能力を超えた提案を行っているのかを見極めるべきである。またそれは、企画提案内容を詳細に検討することによって判別可能であるから、事業者の選考基準を開示しても処分庁が主張するような支障はない。
- 3 処分庁は事業者選考基準を公表すると今後の事務・事業に支障があるというが、 学校給食センターの建替えは、現在の学校給食センターが建設から 30 年以上経 過し、老朽化したために行うもので、少なくとも今後 30 年は同種の事務・事業 は行われない。
- 4 処分庁は、受託業者以外の事業者名は「公にすることにより、当該法人の正当 な利益を明らかに害する」と主張するが、事業者は、基本構想検討委員会の運営 支援業務の受託業者を選考するプロポーザル(以下「本件プロポーザル」という。) に応募した時点で一定の評価を受けることは当然に認識しているはずである。採 点結果や順位を公表されることによって今後の企業活動に悪影響を及ぼすとしても、プロポーザルに応募するにあたっての不可避的なリスクとして了承すべきで、市民の知る権利を制限し、不開示とすることができるほどの重大で深刻な不都合はない。
- 5 処分庁は、本件プロポーザルは事業者名、企画提案内容等を公表しないことを前提に行っており、このことにより、事業者の持つノウハウ、独創性等を引き出すことができると主張するが、市民が事業者の選考が公平・公正に行われたかどうかを検証するためには、応募した事業者名や選考結果はもちろん、企画提案書を含めた全ての情報を開示するべきである。事業者は受託業者として選考されるためには、事業者名や企画提案内容の公表が前提であったとしても企画提案書を提出する必要があるが、応募する全ての事業者が同じ制約を受けるのであれば、それぞれの事業者が公開されてもよいと判断した内容で、ノウハウや独創性を示した企画提案を行うため不都合はない。
- 6 学校給食は、各学校で給食を調理する「自校方式」と給食センターで調理をし

て各学校に配送する「センター方式」があり、審査請求人の調査では自校方式を 望む市民が多いにもかかわらず、実施機関は給食センターを建て替え、センター 方式を継続することを既定路線としている。センター方式と決定するまでの検討 過程も含めて「(仮称)豊中市新学校給食センター」に関する情報公開が十分に 行われていない。

- 7 受託業者は、PFI方式(※)での公共施設の建設に実績のあるコンサルタント業者であるが、PFI方式が必ずしも最善の手法ではなく、かえって市や市民の負担が増える場合もある。それにもかかわらず、実施機関は、PFI方式に実績があることを高く評価して受託業者を選考したのではないかと思われ、適正な選考がされていないのではないかとの疑問がある。
- 8 これらのことから、処分庁は、市民の知る権利を安易に制限することなく、事業者の選考に係る情報を公開すべきである。
- ※ PFI (Private Finance Initiative/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) 方式:公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法(出典:内閣府ホームページ民間資金等活用事業推進室)

第五 処分庁の主張の要旨

弁明書、再弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、処分庁の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る文書は、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の 選考に係るものである。受託業者の選考は、豊中市の入札参加資格を有する事業 者の中から学校給食センターのコンサルタント業務経験のある事業者及び同等 の能力を有する事業者を指名し、プロポーザル方式により行った。事業者選考基 準のうち、評価割合、評価係数及び配点は開示していないが、選考基準の項目は 開示しており、どのような基準で選考を行ったかは明らかになっている。
- 2 プロポーザル方式は、事業者から企画提案書の提出を受けて、事業者の持つ企画提案力、情報収集力、組織体制等を総合的に評価し、基本構想検討委員会の運営支援業務の委託先としてより適切な事業者を選考するものである。事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点を公表すると、事業者が本来不得手であっても配点が高い項目について能力があるかのような企画提案書を提出することになるなど、事業者が本来持っている能力を正確に把握することができなくなり、事業者の選考に支障が生じることになる。
- 3 本件審査請求は、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考に係る ものであるが、今後、「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員 会」を設置し、同種の業務の委託及び委託先事業者の選考を行うことを予定して いる。評価割合、評価係数及び配点を開示すると、今後の選考における選考基準 が容易に推測できることになり、公正な事業者の選考に支障を及ぼすおそれがあ るので、条例第7条第4号に該当する。

- 4 基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考にあたっては、実施機関の職員で構成する「仮称豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会業務支援委託業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設けているが、選考委員会の委員(以下「選考委員」という。)は、提案者名が記載されていない企画提案書により採点を行っており、どの企画提案書がどの事業者の作成によるものかが分からないので、特定の事業者に高い得点を与えることはできない。また、すべての事業者に対して同一の選考基準に基づいて評価をしており、事業者の選考は適正に行われている。
- 5 各事業者は、提案者名、企画提案の具体的な内容等は公表しないとの条件で本件プロポーザルに応じており、採点結果や順位についても公開を前提としていない。

今回の選考は、基本構想検討委員会の運営支援業務の遂行能力に関する評価ではあるが、プロポーザル方式は事業者の業務遂行能力を評価するものであるので、公表することにより、実施機関が行った評価が事業者の社会的評価につながり、受託業者以外の事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する。

公表しないとしていたにもかかわらず、開示するということになれば、事業者との信頼関係を損なう。また、プロポーザルに応じる事業者は、企画提案を行うにあたって相当の労力を払っているにもかかわらず、実施機関による評価や順位が公開されると、社会的評価を下げるということにもなりかねず、今後、実施機関が行うプロポーザルに応じる事業者がいなくなるおそれがある。その結果、高い能力を有する事業者に事務を委託することができなくなり、実施機関が行う事務又は事業に著しく支障が生じる。

6 選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、選考基準の評価割合、評価係 数及び配点に基づくものであるから、開示することにより、実施機関が行う事業 者の適正な選考に著しく支障が生じる。

このため、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名は条例第7条第2号及び第4号に該当し、また、基準点及び配点は、条例第7条第4号に該当するため、開示することができない。

7 以上のとおり、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張には理由がない。

第六 当審査会の判断

1 事実経過

本件審査請求に係る審査にあたって当審査会が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 豊中市では、建設から30年以上経過し、老朽化した原田・服部の両学校給 食センターの建替えを検討するため、平成16年8月に実施機関内部に「豊中 市立学校給食センター建替検討委員会」を設置した。同委員会は、調査、検討 のうえ、平成18年10月に「豊中市学校給食センター建替における基本方針」 を策定した。
- (2) その後、平成19年5月に市民や学識経験者、関係機関・団体等の役職員で

構成する「(仮称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」が設置されたが、基本構想検討委員会の運営支援及び資料収集等については、専門的な知識や経験が必要であるところから、実施機関は、これらの能力を有するコンサルタント業者に運営支援業務を委託することとした。

- (3) 実施機関は、基本構想検討委員会の運営支援業務を行なう事業者を選考するにあたっては、単に金額のみで比較するのではなく、事業者の業務遂行能力を評価するプロポーザル方式によることとし、具体的には、豊中市の入札参加資格を有する事業者の中から学校給食センターのコンサルタント業務経験のある事業者又は同等の能力を有する事業者を指名し、これらの事業者から提出された企画提案書を選考委員が採点し、得点の高い事業者を受託業者の候補とすることとした。
- (4) 実施機関は、この選考結果に基づき、応募した4事業者の中から最も評価が高かった事業者と基本構想検討委員会の運営支援業務の委託契約を締結した。

2 条例の基本的な考え方

- (1) 条例第1条は「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。」と規定して、市民の開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。
- (2) 実施機関は、条例の趣旨・目的に従い情報公開に努めるとともに、条例に基づく行政文書の開示請求があった場合には、原則として開示をしなければならない。ただし、行政文書の記載内容には、個人情報をはじめ、開示することにより法人等の正当な権利利益を明らかに害する情報や、市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある情報等が含まれている場合があり、これら条例第7条各号に定める不開示情報がある場合には不開示とするが、当該不開示情報の部分を容易に区分して除くことができる場合には、当該不開示部分を除いた部分を開示すべきものとされている。
- (3) 行政文書の開示を求める市民は、開示を受けなければ、どの行政文書にどのような内容が記載されているかを知ることはできないので、行政文書を不開示又は部分開示とするときには、実施機関が不開示とする部分、条例の根拠及びその理由を示さなければならない。
- 3 本件処分に係る個別の不開示理由に関する判断
 - (1) 事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点について
 - ① 処分庁が不開示とした情報のうち、事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点は、事業者の選考にあたって、実施機関が評価項目のうち、どの項目をどの程度重視するかを決定したものである。

処分庁は、評価割合、評価係数及び配点を公表すると、応募する事業者が

本来不得手であっても配点が高い項目について能力があるかような企画提案書を提出し、これによって事業者が持つ能力を公正に審査することができなくなると主張する。しかしながら、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考において実施機関が採用したプロポーザル方式は、事業者の業務遂行能力を評価するものであるため、その評価にあたっては、事業者が持つ本来の能力を正確に把握することが要求されるものではあるものの、少なくとも選考後には、評価割合、評価係数及び配点を開示するとしても、処分庁が主張するような支障が生じるおそれはないと思料する。

- ② 処分庁は、今後設置される「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」においても会議の運営支援等の業務の委託を予定しており、今回と同様の選考を行うこととなるため、本件審査請求にかかる事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点を開示すると、「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」の会議の運営支援等の業務の委託先事業者の選考基準が容易に予測でき、選考に支障があると主張する。しかしながら、基本構想検討委員会と「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」は審議、検討する内容が異なるものであるから、会議の運営支援等の業務を行う事業者に求められる能力は同一のものとはいえず、従って、選考基準も異なるべきものと考えられる。このことから、本件審査請求にかかる事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点を開示することによって「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」における運営支援等の業務の委託先事業者の選考基準がある程度推測が可能になるとしても、事業者の選考を公正に行うことができないほどの支障があるとはいえず、不開示とすべき理由にはならない。
- ③ 受託業者の選考に関連して、審査請求人は、学校給食において自校方式を望む市民が多いにもかかわらず、実施機関はセンター方式を採用していると主張するが、当審査会は本件処分に係る文書の開示の適否について審査する機関であるから、学校給食において自校方式とセンター方式のいずれが適切かを論ずることはしない。ただし、審査請求人の意図するところが実施機関がセンター方式を中心に議論を進めている理由や給食センターの建替えに実績があるコンサルタント業者を選考対象とした理由が十分に説明されていないというところにあるのであれば、実施機関は、これまでの検討過程等の情報の公開をさらに進め、市民の理解を得られるようにすべきである。

同様に、学校給食センターの建替えにあたってPFI方式を採用するかどうかも、最終的には実施機関が決定するものではあるが、実施機関は、検討過程や決定理由等を市民に対し積極的に説明すべきである。

なお、実施機関が本件プロポーザルにあたって示した「プロポーザル説明書」及び「仕様書(案)」(以下これらを「プロポーザル説明書」という。) において、委託業務内容のひとつに「事業化手法の検討」として「どのような方式(指定管理者、業務委託、PFI等)が最も適しているか、メリット・デメリットを明確にしながら比較検討する」と明記していることからすると、

基本構想検討委員会の運営支援業務の委託先としてPFI方式に実績のある事業者を選考したことが直ちに公正な選考ではないということにはならないものと思料する。ただし、実施機関が基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考にあたってPFI方式に実績があることを特に重視したのであれば、実施機関は、市民に対しその理由等を説明すべきものと考える。

- ④ 以上の理由から、事業者の選考基準は、実施機関が基本構想検討委員会の 運営支援業務の委託先としてどのような事業者が適していると考えている かを示すものであり、実施機関は積極的に開示すべきである。
- (2) 選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名について

処分庁が不開示とした情報のうち、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名は、これを開示することにより、すでに開示している合計点及び順位とともに実施機関の当該事業者に対する評価を示すこととなり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあることは否めない。

本件審査請求は、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考に関するものではあるが、プロポーザル方式による選考が事業者の業務遂行能力に対する評価であることを考慮すると、これを公表することによって事業者の社会的評価が左右されるおそれは高く、受託業者以外の事業者にとっては、営業上の不利益が発生することが考えられる。すなわち実施機関が行った特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性が相当程度あるため、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名は、公表することにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害する情報といえる。

従って、実施機関がプロポーザル説明書で事業者名等を公表しないとしたことには理由があり、特に不当なものとはいえない。

よって、プロポーザル説明書で公表をしないとしていたにもかかわらず、選 考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名を開示することにより事 業者との間の信頼関係を損ない、今後、高い能力を有する事業者に事務を委託 することができなくなるなど実施機関の事務・事業の実施に支障があるとの処 分庁の主張は、理由があると認められる。

これらのことから、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名は、 不開示情報に該当するものと判断する。

(3) 選考結果一覧表に記載された基準点及び配点について

処分庁が不開示とした情報のうち、選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、選考委員が企画提案書を審査し採点した結果のうち評価項目ごとの評価を示すものである。

選考結果一覧表のうち、すでに合計点及び順位は開示しており、評価項目ごとの評価を開示しても受託業者以外の事業者名と結びつかない限り、特に支障があるとはいえない。また、上記(1)のとおり事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点は不開示情報に該当せず、選考結果一覧表に記載された基準点

及び配点を開示することによって事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配 点が明らかになるとしても、支障がないことはいうまでもない。

なお、本件審査請求に係る審査事項ではないが、審査請求人は、実施機関が委託業者の選考を公正に行っているかどうかを市民が知るためには、企画提案書そのものについても公表し、実施機関の評価が適正であるかどうかを市民が確認することができるようにすべきであると主張している。しかしながら、企画提案書には、事業者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを公開することにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあることが考えられる。このため、企画提案書の内容すべてを開示することには支障がある場合があり、不開示又は部分開示とすることもありえるものと考えられるが、選考理由や選考過程はできる限り明らかにされるべきであり、選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、開示されるべきである。

4 当審査会の結論

以上の理由により、本件処分のうち、事業者選考基準に記載された評価割合、 評価係数及び配点並びに選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、条例第 7条第4号に該当せず、開示すべきである。

他方、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名については、開示することにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害し、また、実施機関が今後行うプロポーザルの適正な遂行に著しく支障を及ぼすものであり、条例第7条第2号及び第4号に該当するため、処分庁が不開示とした決定に誤りはない。

よって、上記「第一審査会の結論」のとおり判断する。

平成20年(2008年)11月5日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委員 加藤幸江

委員 塩川 茂

委 員 中川 丈 久